

- 1 議案名 徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程の一部を改正する訓令について
- 2 提案理由 徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校の徳島県立阿南光高等学校への再編統合が完了することに伴い、徳島県立阿南寮の会計事務の処理を行う高等学校を、徳島県立阿南光高等学校とする必要がある。
- 3 関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例
(昭和四十一年条例第二十七号)
徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則
(昭和四十一年教育委員会規則第四号)

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課 (室) 名</p> <p>教育創生課</p>
	<p>担当者名</p> <p>廣 田 祐 作</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 五 四</p>
<p>提案理由</p> <p>徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校の徳島県立阿南光高等学校への再編統合が完了することに伴い、徳島県立阿南寮の会計事務の処理を行う高等学校を、徳島県立阿南光高等学校とする必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <p>一 徳島県立阿南寮の会計事務の処理を行う高等学校を、徳島県立阿南光高等学校とすることとした。</p> <p>二 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年条例第二十七号）</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年教育委員会規則第四号）</p>	
<p>法令審査会</p> <p><input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

県立高等学校

県立高等学校総合寄宿舎

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程（昭和四十一年徳島県教育委員会訓令第二号）の
一部を次のように改正する。

第三条第二号中「徳島県立阿南工業高等学校」を「徳島県立阿南光高等学校」に改める

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(会計事務の処理)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島科学技術高等学校</p> <p>二 徳島県立阿南寮 徳島県立阿南光高等学校</p> <p>三 徳島県立美馬東部寮 徳島県立穴吹高等学校</p> <p>四 徳島県立三好寮 徳島県立池田高等学校</p>	<p>(会計事務の処理)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島科学技術高等学校</p> <p>二 徳島県立阿南寮 徳島県立阿南工業高等学校</p> <p>三 徳島県立美馬東部寮 徳島県立穴吹高等学校</p> <p>四 徳島県立三好寮 徳島県立池田高等学校</p>

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部改正について

教育創生課

1 高等学校の再編整備について

本県では、新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るために高等学校の再編整備等を進めており、阿南市地域においては、徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校を再編統合し、新たに徳島県立阿南光高等学校を設置し、平成30年度に開校している。

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例の施行により、徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校が平成31年4月1日に廃止される。

2 訓令改正の理由

徳島県立高等学校総合寄宿舎の1つである徳島県立阿南寮の会計事務は、現在、徳島県立阿南工業高等学校が処理を行っているが、同校の廃止に伴い、徳島県立阿南光高等学校において処理を行うこととするため。

3 訓令改正の内容

徳島県立阿南寮の会計事務の処理を行う高等学校を、徳島県立阿南光高等学校とする。

※徳島県立高等学校総合寄宿舎（以下、「寄宿舎」という。）とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域の学校を卒業した者等に宿泊の便宜を与えるための施設であり、現在は4寮（徳島寮、阿南寮、美馬東部寮、三好寮）が設置されている。

※各寄宿舎の会計事務については、「徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程」で定める高等学校において処理をする。

4 施行期日

平成31年4月1日